

振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の一部を改正する告示

平成27年6月8日

塩竈市告示第89号

振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成24年塩竈市告示第99号）の一部を次のように改正する。

第2項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この告示は、平成27年6月8日から施行する。